

川南町高齢者タクシー利用料金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者の経済的負担を軽減し、日常生活の利便性と社会生活圏の拡大を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するために、高齢者へタクシー料金の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) タクシー会社 一般社団法人宮崎県タクシー協会に加盟し、川南町内に事業所を有する法人をいう。

(2) 基本料金 タクシー会社が規定する初乗り料金をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 町内に住所を有する者であること。

(2) 助成を受けようとする会計年度の4月1日時点において75歳以上の者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、川南町高齢者タクシー利用料金助成事業利用券交付申請書（様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する提出は、助成を受けようとする会計年度の5月1日から翌年の3月31日までに行わなければならない。

(助成内容等)

第5条 町長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、第3条に規定する要件を満たすか否かについて審査する。この場合において、交付することを決定したときは、当該申請者に、タクシー利用券を交付する。

2 町長は、対象者1人につき24枚のタクシー利用券を配布する。

3 タクシー利用券を利用できる期間は、タクシー利用券に記載のとおりとする。

- 4 町長は、タクシー利用券1枚につき基本料金に相当する額を助成する。
- 5 タクシー利用券の交付を受けた者は、1回の乗車につき1枚のタクシー利用券を利用することができる。
- 6 助成の方法は、受託するタクシー会社が町に報告・請求するタクシー券利用実績によりタクシー会社が助成額を受け取る代理受領方式とする。

(費用の支払方法)

第6条 タクシー会社は、1月間に利用されたタクシー利用券の枚数に基本料金を乗じて得た額を請求書に記載し、タクシー利用券を添えて翌月末までに町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときはこれを審査し、適当と認めるときは速やかに支払うものとする。

(タクシー利用券の返還)

第7条 タクシー利用券の交付を受けた者が、第3条に該当しなくなったときは、未使用のタクシー利用券は直ちに返還しなければならない。

(不正利用等の禁止)

第8条 タクシー利用券の交付を受けた者は、タクシー利用券を不正に利用し、又は他人に譲渡してはならない。

- 2 町長は、タクシー利用券の交付を受けた者が前項の規定に違反したときは、タクシー利用券の不正利用相当額と未使用のタクシー利用券の返還を命ずることができる。

(交付決定の取消し又は返還)

第9条 町長は、助成対象者が、偽りその他不正な行為によりタクシー利用券の交付を受けたことが明らかになったときは、既に利用したタクシー利用券に相当する金額及び未使用のタクシー利用券の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条、第8条及び第9条の規定については、この告示の廃止後も、なおその効力を有する。